相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県北蒲原郡豊浦町大字藤掛五三一番地、最後の住所新潟県北蒲原郡豊浦町大字太斎一六四番地　被相続人　亡　上杉　伸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

新潟県新発田市中央町一丁目五番七号　事務所新潟県新発田市中央町五丁目八番一号

三宅司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　三宅美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市神通町三丁目二番地二、最後の住所富山県富山市神通町三丁目二番二号

被相続人　亡　櫻井　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

富山県富山市千石町四丁目四番一八号

相続財産管理人　司法書士　杉政　博臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市馬場三〇八番地、最後の住所大阪府岸和田市額原町三〇三番地（府営住宅五棟一〇五号）　被相続人　亡　椿原　嘉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区東野田町四丁目三六番地、最後の住所大阪府東大阪市中小阪三丁目一二番二〇号　被相続人　亡　平山　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北一三階

相続財産管理人　弁護士　野末　勝宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市西区櫨谷町池谷四七一番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町江井島九八六番地の二　マンションエイト三〇一

被相続人　亡　小池　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

兵庫県明石市大明石町一丁目一三番七号あうる法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片岡　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所広島市安佐北区安佐町大字久地三一一番地二

被相続人　亡　河本　圭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号NTTクレド白島ビル七階

相続財産管理人　弁護士　秋田智佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡川尻町西一丁目二四番、最後の住所広島県豊田郡川尻町西一丁目二四番二七号　被相続人　亡　坂井　寿之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

事務所広島県広島市中区上八丁堀七番一〇号HSビル二階

相続財産管理人　弁護士　森友　隆成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市大矢野町上七一五八番地、最後の住所熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸九〇三番地一八小屋川内団地一号棟一〇六号

被相続人　亡　須﨑　幸惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

熊本県熊本市中央区練兵町八八―三宮田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森枝　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡志布志町志布志二丁目二四九六番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市西伊敷四丁目一二番二号いしき園

被相続人　亡　矢野　節哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

事務所鹿児島県姶良市宮島町二七―八岩井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩井　作太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字宮城一番地六七一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川　輝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月七日

沖縄県沖縄市知花六丁目一一番四二号ウィステリアコート一階　弁護士法人ふじ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮城　健吾

第16期決算公告

平成30年3月7日

愛媛県松山市馬木町700番地

株式会社井関松山製造所

代表取締役社長　田坂　幸夫

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,560	流動負債	1,555
固定資産	936	固定負債	646
		株主資本	295
		資本金	90
		資本剰余金	81
		資本準備金	81
		利益剰余金	124
		その他利益剰余金	124
		（うち当期純利益）	（124）
資産合計	2,496	負債・純資産合計	2,496

当社は、平成30年1月1日付で、当社を存続会社、株式会社井関邦栄製造所を消滅会社として、吸収合併いたしました。

当社は、存続会社として、株式会社井関邦栄製造所の決算公告を行うものです。

第28期決算公告

平成30年2月28日

東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル7階

日本コンセントリクス株式会社

代表取締役　ティモシー・ジョセフ・トロージャン

貸借対照表の要旨

（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,472,390	流動負債	4,700,731
固定資産	3,435,907	（賞与引当金）	（152,936）
		固定負債	408,482
		株主資本	1,799,083
		資本金	310,000
		資本剰余金	359,633
		その他資本剰余金	359,633
		利益剰余金	1,129,449
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	1,105,449
		（うち当期純利益）	（33,382）
資産合計	6,908,297	負債・純資産合計	6,908,297